

平成20年8月8日

プライバシーマーク審査員研修機関認定制度の創設と募集について

財団法人 日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク制度では、「プライバシーマーク審査員研修機関認定制度（以下「研修機関認定制度」という。）」を創設しました。

プライバシーマーク審査員研修機関（以下「研修機関」という。）は、審査員補になるための研修並びに主任審査員、審査員及び審査員補が資格を維持するために年1回以上受けなければならないフォローアップ研修を実施するための機関です。

審査員補になるための研修及びフォローアップ研修は、日本情報処理開発協会が「プライバシーマーク審査員研修カリキュラム／研修コース基準」に適合した研修を実施できる機関として認定した研修機関が実施したものでなければなりません。

今般、研修機関認定制度に基づいて、下記の要領で研修機関を希望する機関からの申請を受付けます。

記

1. 受付期間

平成20年9月1日（月）から随時受付けます。

2. 申請書類

「プライバシーマーク審査員研修機関認定の手順」に定める必要書類の全てを提出してください。

3. 費用

研修機関として認定を受けるためには、「プライバシーマーク審査員研修機関認定に係る料金」（参考資料-1）に定める申請料、審査料及び登録料が必要です。

(1) 申請料

研修機関の認定に係る申請には、必ず申請料が必要です。

(2) 審査料

審査料は、基本審査料と追加審査料があります。

基本審査料は申請書類の審査、申請事業者の事務所（教室等研修施設）の審査、研修現場への立会審査を実施するために必要な料金であり、全ての機関に一律です。

追加審査料は、不具合等の指摘を受けた事項に関する改善結果について審査を実施するための料金です。不具合等の指摘が無い場合は不要です。

(3) 登録料

研修機関として認定したことを登録するために登録料が必要です。

4. 申請事業者が過去に実施した研修修了者の取扱い

研修機関として認定を受けた当該機関が過去に実施した研修の修了者については、次の条件

を全て満たした場合、プライバシーマーク審査員補として認めるものとする。

- (1) 研修機関の認定の対象となった教育設備（教室、テキスト、終了試験）で実施した研修である
- (2) 認定審査で指摘され改善の対象となった事項に関して、既修了者にフォローアップしたことを証する書類がある

5. 申請書類の提出場所

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内
財団法人 日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター

6. 申請書類の提出方法

申請書類は、配達記録の残る方法で送付してください。（持参は不可とします。）

以上

(参考資料)

「プライバシーマーク審査員研修機関認定制度」に関連する規程等は、下記を参照してください。

参考資料－1：[プライバシーマーク審査員研修機関認定基準](#)

(プライバシーマーク審査員の養成研修機関として認定するための基準を定めたもの)

参考資料－2：[プライバシーマーク審査員研修機関認定の手順](#)

(プライバシーマーク審査員の養成研修機関として認定するための手順を定めたもの)

参考資料－3：[プライバシーマーク審査員研修機関認定に係る料金](#)

(プライバシーマーク審査員の養成研修機関を認定するために必要な料金を定めたもの)

また、上記以外のプライバシーマーク制度運営に関する規程等は、下記を参照してください。

参考資料－4：[プライバシーマーク制度設置及び運営要領](#)

(プライバシーマーク制度の全体的な仕組みを定めたもの)

参考資料－5：[プライバシーマーク審査員登録制度](#)

(プライバシーマーク審査員登録制度の全体的な仕組みを定めたもの)

参考資料－6：[プライバシーマーク審査員資格基準](#)

(プライバシーマーク審査員に求められる資格の基準を定めたもの)

参考資料－7：[プライバシーマーク審査員研修カリキュラム／研修コース基準](#)

(認定研修機関が実施する「プライバシーマーク審査員補養成研修」のための研修内容を定めたもの)

お問合せ先：プライバシーマーク推進センター

[お問合せフォーム](#)

電話：03-3432-9387（平日の10時から16時まで）